

青森県報

号外第七十八号 平成十三年九月十二日(水曜日)

目次

海区漁業調整委員会

- 東部海区管内の沿岸海域に来遊するさけ資源の繁殖保護の指示
 - 西部海区管内の沿岸海域に来遊するさけ資源の繁殖保護の指示
- (事務局)…一
(同)…二

海区漁業調整委員会

青森県東部海区漁業調整委員会指示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、東部海区管内の沿岸海域に来遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十三年九月十二日

青森県東部海区漁業調整委員会
会長 新田常雄

域	海	漁業
五戸川河口 ア 河口左岸から真方位三百三十九度三十分 イ 点アから真方位六十九度三十分三百メートルの点 ウ 点エから真方位六十九度三十分三百メートルの点 エ 河口右岸から真方位百五十九度三十分 百二十メートルの点 奥入瀬川河口 ア 河口左岸から真方位三百三十九度三十分 二千メートルの点 イ 点アから真方位七十一度三十分三千メートルの点 ウ 点エから真方位六十八度三十分二千メートルの点 トルの点		

- 一 河口付近における操業の制限
1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十三年十月一日から平成十四年一月十五日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

老部川河口（下北郡東通村）

次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三

直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海

域
小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

ア 河口左岸から真方位六度三十分千メートルの点

イ 点アから真方位九十六度三十分五百メートルの点

ウ 点エから真方位九十六度三十分五百メートルの点

エ 河口右岸から真方位百八十六度三十分千メートルの点

大畠川河口

次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域

ア 河口左岸から真方位三百四度三十分五百メートルの点

イ 点アから真方位四十九度三十分千メートルの点

ウ 点エから真方位四十九度三十分千メートルの点

エ 河口右岸から真方位百四十四度三十分千メートルの点

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十三年十一月一日から平成十四年一月一日十五日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	漁 業

新井田川及び馬淵川河口	八戸港八太郎北防波堤、八太郎北防波堤の突端から白銀北防波堤の東端を経て燕島に至る直線、新井田川河口（八戸大橋の下流端をいう。）、馬淵川河口（八太郎地区北導流堤の突端から八
小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業	

戸市豊洲四番の北端に至る直線をいう。）、八太郎地区北導流堤及び最大高潮時海岸線によつて囲まれた地域

3 1及び2に掲げる海域においては、平成十三年十月一日から平成十四年一月十五日までの間、一本づりによりさけを採捕してはならない。

二 沿岸域における操業の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十三年十月一日から平成十四年一月十五日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を制限する。

海 域	漁 業
最大高潮時海岸線から三百五十メートル以内の海域 （下北郡風間浦村大字下風呂地先及び下北郡大畠町大字大畠字釣屋浜、通称赤岩地先の海域にあっては、水深七メートル以浅の海域）	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

三 さけ採捕の制限

次に掲げる期間は定置漁業、小型定置漁業及びさし網漁業によりさけを採捕してはならない。

期間 平成十三年十月十一日から同月十五日まで及び同年十一月十一日から同月十二日まで

青森県西部海区漁業調整委員会指示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、西部海区管内の沿岸海域に来遊するさけ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十三年九月十一日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 船橋正良

一 河口周辺における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十三年十月一日から同年十一月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

域	漁業
川内川河口 川内川河口中央から半径千五百メートル以内の海域	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
野辺地川河口 野辺地川河口中央から半径五百メートル以内の海域	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
清水川河口 清水川河口中央から半径五百メートル以内の海域	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
蟹田川河口 蟹田川左岸蟹田漁港標識灯跡から半径五百メートル以内の海域	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十三年九月二十日から同年十二月三十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。	
十三湖水戸口 十三湖水戸口中央から半径千メートル以内の海域	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
中村川河口 中村川河口	小型定置漁業（はたはたを対象とした小型定置漁業を除く。）、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
ア 河口左岸から真方位二百六十三度三十分五百メートルの点 イ 点アから真方位三百四十七度三十分五百メートルの点 ウ 点エから真方位三百四十六度三十分五百メートルの点	

エ 河口右岸から真方位七十三度三十分三百メートルの点

赤石川河口 ア 河口左岸から真方位二百四十六度三十分三百メートルの点 イ 点アから真方位三百三十六度三十分五百メートルの点 エ 河口右岸から真方位五十二度三十分三百メートルの点 ウ 点エから真方位三百一十二度三十分五百メートルの点	ア 河口左岸から真方位二百一度三十分五百メートルの点 イ 点アから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 ウ 点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 エ 河口右岸から真方位二十度三十分五千メートルの点
追良瀬川河口 ア 河口左岸から真方位二百一度三十分五百メートルの点 イ 点アから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 ウ 点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 エ 河口右岸から真方位二十度三十分五千メートルの点	ア 河口左岸から真方位二百一度三十分五百メートルの点 イ 点アから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 ウ 点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 エ 河口右岸から真方位二十度三十分五千メートルの点

メートルの点
エ 河口右岸から真方位三百一十五度三十分
五百メートルの点

3 1に掲げる海域においては、平成十三年十月一日から同年十二月三十一日まで の間、また、2に掲げる海域においては、平成十三年九月二十日から同年十一月 二十日までの間、一本づりによりさけを採捕してはならない。

二 沿岸域における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十三年十月一日から同年十二月三 十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。
--

海 域	漁 業
東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉢ヶ崎の 東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十 分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置し た標柱から真方位二百九十二度三十分の線との 間における最大高潮時海岸線から二百五十メー トル以内の海域	固定式さし網漁業及びはえ なわ漁業
東津軽郡平館村大字石崎、金釜岩（鉢ヶ崎の 東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十 分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置し た標柱から真方位二百九十二度三十分の線との 間における最大高潮時海岸線から二百五十メー トル以内の海域	小型定置漁業（いわし、あ じ、いかを対象とした小型定 置漁業を除く。）

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、平成十三年九月二十日から同年十二月
二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

陸奥湾の海域及び東津軽郡 平館村大字石崎、金釜岩（鉢 ヶ崎の東端）に設置した標柱 から真方位四十一度三十分の 線以南の海域	平成十三年十一月十 五日から同月十八日ま で及び同年十二月十二 日から同月十四日まで なわ漁業
東津軽郡平館村大字石崎、 金釜岩（鉢ヶ崎の東端）に設 置した標柱から真方位四十一 度三十分の線及び北津軽郡と 東津軽郡との境に設置した標 柱から真方位二百九十二度三 十分の線との間における海 域	平成十三年十月十日 から同月十四日まで及 び同年十一月五日から 同月八日まで 小型定置漁業（いわ し、あじ、いかを対象 とした小型定置漁業を 除く。）、固定式さし網 漁業及びはえなわ漁業
北津軽郡と東津軽郡との境 に設置した標柱から真方位二 百九十二度三十分の線以南の 日本海の海域	別途指定する平成十 三年十月十日から同月 二十日までの間におけ る七日間及び同年十一 月五日から同月十四日 までの間ににおける三日 間 定置漁業、小型定置 漁業、底建網漁業、固 定式さし網漁業及び えなわ漁業

発行所・发行人	印刷所・販売人
青森市長島一丁目一番二号	青森市古川一丁目一七番五号
青森県	東奥印刷株式会社

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚三付十七円八十五銭